

## 9月定例市議会

## 災害弔慰金の支給条例できる

9月17日から開会した9月定例市議会には、49年度各会計の補正予算など17の議案と48年度の水道、病院の決算認定等を提案しました。

11月間にわたる審議の結果、17の議案はいずれも原案どおり可決、決算の認定については閉会中に継続審査することを決めました。

なお、今議会で、国定資産評価審査委員に竹谷秀夫氏(金坂後)が選任されました。

以下は、今議会で決った災害弔慰金の支給条例と一般会計補正予算の内容です。

「大館市災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けに関する条例」が新たに制定され、暴風、豪雨等の自然災害によって死亡した市民の遺族に対して、災害弔慰金が支給されることになりました。

また、自然災害によって被害を受けた世帯に対しては、災害援護資金を貸付けすることになり、災害時における市民生活の安定にこの条例は大きな役割をはたすものといえます。

## 該当する災害

本市区域内に住所を有している方が暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象によって被害を受けた場合。

**弔慰金** ..... 50万円

災害によって死亡したときは、1人に

付き50万円が遺族に支給されます。支給する遺族の範囲と順序は次のようになります。

- ①配偶者
- ②子
- ③父母
- ④孫
- ⑤祖父母

なお、死亡がその人の故意または重大な過失によって生じた場合や業務に従事していたことにより支給される給付金を受けた場合は支給されません。

## 援護資金の貸付け

災害を受けた市民の世帯主に対して、つぎの区分で援護資金を貸付けします。世帯主が療養に要する期間がおおむね1ヶ月以上の負傷を負った場合 30万円

(写真) 9月21日の一般質問に答える石川市長



住居が全壊した場合 50万円  
住居が半壊した場合 30万円  
家財について、被害額がその価格のおおむね3分の1以上に損傷を受けた場合 20万円

1つの災害について上記の2つ以上の事由に該当する場合の貸付け限度額は1世帯当たり50万円です。

また、償還期間は10年で、据置期間はそのうち3年、据置期間中は無利子で据置期間経過後は年3%の利率で利息がかかります。

施行は10月1日から

この条例は10月1日から施行されますが災害を受けた場合の申請等は、福祉事務所で受付しますので、くわしい事は福祉事務所におたづねください。

国民の森野外活動施設  
造成事業の負担金として 50万円  
猿間併用林道橋梁架替に 352万円  
測こう整備事業等に 5,231万円  
市道舗装、改良工事に 5,421万円  
(舗装) 代野団地1号線  
住宅通り線  
日景町線  
大森、柏田線  
長木川、谷地町線  
城西町内線  
新町南線  
幸町5号線

※この8線の追加で、今年度に行う市道の舗装は、31線になります。

(改良) 黒沢、葛原線  
福館線  
道木目、味噌内線

橋梁補修工事の追加 156万円  
公共下水道事業調査委託料等の追加 1,790万円

市営住宅修繕料 100万円  
広域消防建設費等の追加 734万円

消防ポンプ自動車購入等の追加 213万円

小・中学校の施設維持補修工事の追加に145万円

北鹿ハリストス正教会の聖堂整備の補助に 10万円

過年度発生災害復旧事業に 784万円

(土木) 花岡川左岸、田の沢川右岸

田の沢川左岸、花西線道路、

田の沢川左岸、田の沢川左岸

尻合川左右岸、寺の沢川左岸

花岡川左岸

(林業) 平内沢林道、上堤沢、小陣場

現年度発生災害復旧事業に 2,376万円

(土木) 大滝川左右岸、花岡川右岸

田の沢川左岸、川口中央線道

## 簡水道 上水 の水は「適」

~飲料水検査の結果である~

市では、飲料水の給水にあたっては、常時厳重な検査を行ない、汚染されない水の供給に努めています。

8月23日、上水道と1カ所の簡易水道(大滝、陣場、長走、松原、白沢、柏田、神山、土内、川口、猿間、駿河内)の採水を行ない、秋田県予防衛生協会に検査を依頼した結果、いずれも適と判定されました。

検査項目は、水素イオン濃度、臭気、アンモニア性窒素、鉄分、大腸菌群など14項目にわたる精密な検査で、いずれも、飲料水として適と判定されました。

水道課では、水質汚染が関心的となっている今日、今後もひん繁にこの検査を続行して、汚染のない、おいしい水をご家庭に給水しようと努めることにしています。

なお、検査結果の具体的な数字等は、紙面の関係で割愛させていただきますが、それぞれのデーターを知りたい方は、水道課へお問い合わせください。

## 有浦町を分割

有浦町の行政区域が広大であるため、11月1日から2つに分割し、市からの連絡事項等のスピード化を図ることにしました。

分割後の町内名および行政協力員の方はつぎのとおりです。

なお、今度の有浦町の分割で、市の行政区画内は243、行政協力員数は247人になります。

記

## &lt;新町内名&gt;

有浦町1区(有浦2丁目、5丁目)  
有浦町2区(有浦1丁目、4丁目)

## &lt;行政協力員&gt;

有浦町1区 渡部 清氏  
有浦町2区 田中 幸雄氏

## “青い羽根”募金の成果

—247,485円に—

昭和49年度青い羽根募金運動を行いましたが、市民から寄せられた募金額は247,485円と昨年度に比べ19,377円の増加をみました。

市では、日本水難救助会秋田県支部へ納入しましたことを報告するとともに、募金にご協力くださった方に、厚くお礼申しあげます。



地区別	募金額
大館内	87,050円
迎木	35,915円
川沿	19,570円
上真	9,570円
下井	4,940円
二十花	14,420円
所矢	2,555円
計	17,940円
	51,825円
	247,485円

路	大明神地区橋梁、堀垂場地区水路、山館地区橋梁、宮袋地区頭首工、大明神地区水路、新潟地区水路、大沢口地区水路、板沢地区水路
(農業)	平内沢林道
(林業)	土地取得費の追加に 557万円

## 一般会計に3億1,937万8,000円追加

一般会計に3億1,937万8,000円が追加され、49年度一般会計の歳入歳出の合計額は45億2,685万6,000円になりました。

歳入 の主な追加としては、

地方交付税 9,991万5,000円  
国庫支出金 2,927万6,000円  
県支出金 8,68万7,000円  
財産収入 3,794万9,000円  
繰入金 1億31,000,000円  
など、総額3億1,937万8,000円です。

歳出 の追加では、

議会費に 201万8,000円  
総務費に 1,929万0,000円  
民生費に 786万6,000円  
衛生費に 1,639万1,000円  
労働費に 1,72万2,000円  
農林水産費に 1,626万8,000円  
商工費に 2,71万4,000円

の追加では、  
ごみ収集委託料追加に 383万円  
農業安全管理施設設置の事業費補助等に 300万円  
広域営農団地統合施設整備の事業の補助に 584万円  
集落農場化対策事業等に 304万円

## 児童手当

～10月から4,000円に～

児童が心身ともにすこやかに成長することは、国民すべての願いであり、家庭と社会がともに児童の健全な育成に努めることができます。

児童手当制度は、この施策のひとつとして生まれたものです。

<受給資格>

◆18歳未満の児童を3人以上養育しており、そのうちの1人以上が、義務教育終了前の児童であること。

◆前年の収入が「扶養親族5人の場合3,22万円」に満たないこと。

<支給額>  
児童手当の額は、3人以上の児童のうち、出生順に数えて3人目以降の方で義務教育終了前の児童1人につき、月額3,000円から10月分から4,000円に増額されます。

<支払>  
児童手当は、毎年度、6月、10月2月の3回に分けて、それぞれの月の前月までの4カ月分をまとめて支払います。